

○建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定

平成19年3月30日

告示第643号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、建築主事の所轄区域及び建築確認区分を次のとおり指定し、平成19年4月1日から施行する。

なお、平成10年4月1日鹿児島県告示第508号(建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定)は、平成19年3月31日限り廃止する。

建築主事の区分	所轄区域	建築確認区分	
		法第6条第1項、法第18条及び法第87条の2に関するもの	法第88条に関するもの
本庁に置く建築主事	県下全域(鹿児島市を除く。)	建築物で階数が4以上のもの	令第138条第2項の工作物
鹿児島地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	日置市 いちき串木野市 鹿児島郡	建築物で階数が3以下のもの	令第138条第1項及び第3項の工作物
南薩地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市	同上	同上
北薩地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	阿久根市 出水市 薩摩川内市 薩摩郡 出水郡	建築物で階数が3以下のもの(薩摩川内市の区域内にあっては、令第148条第1項第1号に掲げる建築物を除く。)	令第138条第1項及び第3項の工作物(薩摩川内市の区域内にあっては、令第148条第1項第2号に掲げる工作物を除く。)
始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課及び始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関に置く建築主事	霧島市 伊佐市 始良市 始良郡	建築物で階数が3以下のもの(霧島市の区域内にあっては、令第148条第1項第1号に掲げる建築物を除く。)	令第138条第1項及び第3項の工作物(霧島市の区域内にあっては、令第148条第1項第2号に掲げる工作物を除く。)
大隅地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡	建築物で階数が3以下のもの(鹿屋市の区域にあっては、令第148条第1項第1号に掲げる建築物を除く。)	令第138条第1項及び第3項の工作物(鹿屋市の区域にあっては、令第148条第1項第2号に掲げる工作物を除く。)
熊毛支庁建設部建設課に置く建築主事	西之表市 熊毛郡(屋久島町を除く。)	建築物で階数が3以下のもの	令第138条第1項及び第3項の工作物
熊毛支庁屋久島事務所建設課に置く建築主事	屋久島町	同上	同上
大島支庁建設部建設課に置く建築主事	奄美市 大島郡(徳之島町、天城町及び伊仙町を除く。)	同上	同上
大島支庁徳之島事務所建設課に置く建築主事	徳之島町 天城町 伊仙町	同上	同上

注

1 令とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。

2 鹿児島地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事の項から大島支庁徳之島事務所建設課に置く建築主事の項までに掲げる建築主事に事故があるときは、当該建築主事が行う事務は、本庁に置く建築主事が行うことができる。

改正文(平成19年11月9日告示第1688号)抄

平成19年11月9日から施行する。

改正文(平成19年11月16日告示第1722号)抄

平成19年12月1日から施行する。

改正文(平成20年3月28日告示第575号)抄

平成20年4月1日から施行する。

改正文(平成20年10月31日告示第1492号)抄

平成20年11月1日から施行する。

改正文(平成21年3月31日告示第487号)抄

平成21年4月1日から施行する。

改正文(平成22年1月15日告示第50号)抄

平成22年3月23日から施行する。

改正文(平成22年3月30日告示第402号)抄

平成22年4月1日から施行する。

改正文(平成23年3月29日告示第361号)抄

平成23年4月1日から施行する。

改正文(平成24年3月30日告示第461号)抄

平成24年4月1日から施行する。